

事案書（経営会議 調整会議）

開催日：平成24年 8月24日（金）

担当課：街づくり計画部 街づくり総務課

| | |
|--|--|
| <p>件 名： 大和山市営住宅条例の一部改正について</p> | |
| <p>提出理由： 第1次一括法の施行により、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、大和山市営住宅条例の一部改正案を大和山市営住宅運営審議会へ諮問するにあたり、その内容について了承を得るため</p> | |
| <p>内 容：</p> <p>1. 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）がH23年5月に公布された。 この中で公営住宅法（以下、法）の3点にかかる改正が行われた。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 収入基準・対象の条例委任 (2) 施設整備基準の条例委任 (3) 同居親族要件の廃止 法改正の趣旨は、収入基準等の定めを地方自治体に委ねることより、地方の実情に応じた施策展開の選択肢を広げることにある。 本市においても、(3)については、H24年3月議会で同居親族要件継続の条例改正を行った。 (1)の収入基準・対象の条例委任、及び(2)の施設整備基準の条例委任については、経過措置期間であるH25年3月までに条例改正を行う必要がある。 <p>2. 条例改正の考え方</p> <p>(1) 収入基準・対象の条例委任</p> <p>① 収入基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入基準は、世帯の年間所得金額を基に算出した月収で、入居者の申込み資格、家賃算定の基準となる金額である。 現行の政令では、「特に居住の安定を図るべき者」（障がい者、高齢者等）の収入基準の上限は21.4万円、それ以外の者は15.8万円である。 収入基準は、H21年度の法改正で大きく改定され、その際、急激な家賃負担増加を避けるため、経過措置としてH25年度までの5年間で段階的に新家賃に移行する緩和措置がとられた。 現在は、その移行期間中ということもあり、今回、収入基準の変更を行うと、既存入居者への影響が大きく、混乱をきたす可能性もある。 | <ul style="list-style-type: none"> また、今回、県は県営住宅の収入基準を変更しない見込みであり、県営（市内2,081戸）、市営（564戸）で異なる収入基準となることは、新規申込者についても不均衡が生じる可能性がある。 以上の理由を踏まえ、本市においては、収入基準を変更せず、現行どおりの内容とする。 <p>② 対象について</p> <ul style="list-style-type: none"> 今回の法改正により、「特に居住の安定を図るべき者」（障がい者、高齢者等）の対象範囲を、心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、条例に定める必要がある。 現行の政令で規定されている対象範囲で、居住の安定を図るべき者はすでに十分網羅されていると考えられる。 対象範囲の縮小は既存入居者への影響が大きく、また、拡大は入居要件の緩和となり、応募倍率のさらなる上昇を招くことが予想されるため、現行どおりの内容とする。 <p>(2) 施設整備基準の条例委任</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設整備基準は、住宅の居室や共同施設の整備の基準となるものである。 条例委任にあたり、新たに国は参酌すべき省令や技術的助言（以下、省令等）を示している。 省令等は標準的な公営住宅の施設整備の内容を示したものであり、本市の状況を勘案しても、必要な基準が十分網羅されていることから、省令等の内容どおりの基準を条例及び規則に規定する。 <p>3. 県及び県内各市の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 県及び県内ほとんどの市が、収入基準等については現行どおりの内容とし、また施設整備基準についても省令等の内容どおりの条例、規則化を行う見込みである。 |
| <p>経 過</p> <p>H21.4 公営住宅法、関係政省令の改正施行</p> <p>H23.5 第1次一括法公布</p> <p>H24.4 第1次一括法施行</p> | <p>今後の予定</p> <p>H24.9 大和山市営住宅運営審議会への諮問</p> <p>H24.10 市民意見公募手続きの実施</p> <p>H24.12 議案上程</p> <p>H25.4 条例施行</p> |